

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 2月17日

【届出者の氏名又は名称】 ユニー株式会社

【届出者の住所又は所在地】 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 (0587) 24 - 8066

【事務連絡者氏名】 常務取締役 常務執行役員 経理財務部担当 越田 次郎

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません

【代理人の住所又は所在地】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 ユニー株式会社
(愛知県稲沢市天池五反田町 1番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目 8番20号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、ユニー株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社サークルKサンクスをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書の提出にかかる公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。
- (注10) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

第 1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社サークルKサンクス

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、対象者の普通株式40,748,372株（対象者の平成24年1月13日提出の第11期第3四半期報告書に記載された平成23年11月30日現在の発行済株式総数（86,183,226株）に対する所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。）：47.28%（小数点以下第三位四捨五入））を所有し、対象者を連結子会社としておりますが、この度、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（但し、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象とする本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

なお、対象者公表の平成24年2月16日付「支配株主であるユニー株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、対象者が当社の完全子会社となり、より一層の緊密な資本関係を構築することで、対象者の経営ビジョンである「お客様にWAKU WAKU（ワクワク）していただける店舗を作りたい」という考えの下、差別化・ブランド化できる新商品の開発、集客や顧客囲い込みを狙った新サービスの開発、対象者のコンビニエンスストア事業のノウハウに当社の生鮮商品の販売・管理ノウハウ等を有機的に組み合わせた新たな店舗フォーマットの開発など、対象者が目指す「新しいコンビニエンスストア」の創造を更に推し進めることが可能になると考えられることから、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点において有益であり、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

また、当社は、本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式の全て（当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、後記「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載の方法により、当社が対象者の発行済株式の全て（当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得すること（本公開買付け及びその後の当社が対象者を完全子会社化するための一連の取引を以下「本取引」といいます。）を企図しておりますが、本取引と並行して、持株会社体制へ移行することを予定しており、その具体的な方法として、当社において会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）に規定される会社分割により、当社の事業を新たに設立される会社（以下「設立会社」といいます。）に承継することを想定しております。これらの一連の取引により、当社は、対象者及び設立会社を含むグループ各社の株式を保有する純粋持株会社となり、引き続き上場会社となる予定です。上記の会社分割、及び持株会社体制への移行は、本年5月17日開催予定の定時株主総会において定款変更議案が承認されることを条件に実施いたします。

なお、当社の代表取締役社長である前村哲路氏が持株会社体制移行後の当社の代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO）、対象者の代表取締役社長である中村元彦氏が持株会社体制移行後の当社の代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）に就任する予定です。

（２）本公開買付けを実施する背景及び目的並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

当社は、昭和24年12月設立の“西川屋”と昭和25年3月設立（当社の登記上の年月）の“ほていや”が昭和46年2月21日に、資本の自由化に対処して強力な国際企業の完成を目的とする、流通近代化と国民生活の向上に貢献する複次元産業として日本経済の成長と安定に寄与する、この目的を達成するために中部圏を基盤として広く同志とともにナショナルチェーン化を図る、の3点を経営ポリシーとして誕生いたしました。

今期、当社は前身の西川屋チエンが創業してから100周年となり、「新生活創造小売業」の実現を目指し小売業の社会的使命を果たすべく、「生活解決業であること、生活提案業であること、生活コスト引き下げ業であること」という「3つの宣言」を掲げております。当社はこの宣言をもっと具現化していくために、「より豊かな生活を提案する店舗」である「APITA」と「毎日の生活に便利な店舗」である「PIAGO」という2つの大きなくりの下で、お客様にサービスを提供しております。

一方、対象者は、当社の子会社としてコンビニエンスストア事業を営むべく昭和59年1月に設立されたサークルケイ・ジャパン株式会社にその起源を有する会社であります。サークルケイ・ジャパン株式会社は合併等を経た後、平成13年7月に、株式会社サンクスアンドアソシエイツを株式交換により完全子会社化し、サークルケイ・ジャパン株式会社を分割会社とする会社分割によりサークルケイ・ジャパン株式会社の営業の全部を承継する完全子会社として対象者（当時の商号はサークルケイ・ジャパン株式会社）を設立し、商号を株式会社シーアンドエスに変更いたしました。その後、対象者は平成16年9月に株式会社シーアンドエス及び株式会社サンクスアンドアソシエイツを吸収合併し（存続会社は対象者）、商号を株式会社サークルKサンクスに変更して、現在に至っております。

現在、対象者グループは、全国38都道府県において、6,248店舗（平成23年12月末現在）のコンビニエンスストア「サークルK」「サンクス」を直営及びフランチャイズ方式によりチェーン展開するほか、国内の一部地域においてはエリアフランチャイズ方式によりチェーン展開を許諾し、エリアフランチャイザー各社がそれぞれの地域においてコンビニエンスストア事業を営んでおります。対象者は、「お客様にWAKU WAKU（ワクワク）していただける店舗を作りたい」という経営ビジョンの下、お客様のニーズに適応した新商品・新サービスを開発し、お客様の利便性向上に注力して参りました。また、昨今における高齢化社会の進展等の社会環境の変化に伴うお客様の新たなニーズに対応するため、商品・サービスの更なる強化に取り組んでおります。

近年、当社グループを取り巻く経営環境は、海外経済の回復や政策効果、天候による特需を背景に緩やかな回復傾向が見られました。しかし、足元では資源・原材料の高騰や円高、個人消費の低迷など、デフレ脱却への兆しが一向に見えません。日本経済は、人口減少社会の到来や消費マーケットの縮小、消費税増額への懸念があり、私たち小売業において、より一層の厳しい環境が予見されます。

特に、コンビニエンスストア市場では、今後大手チェーンによる寡占化、中小チェーンとの格差拡大が急速に進むものと考えられます。また、少子高齢化により人口減少・社会構造の変化が進展し、コンビニエンスストアの主要客層が若年層から中高年層にシフトするなか、お客様の新たなニーズへの対応が必要となっています。既存の品揃えや店舗フォーマットでは今後の成長は限定的であり、市場の飽和感から脱するためには「新しいコンビニエンスストア」の創造が急務であると認識しています。特に、先般の東日本大震災では、コンビニエンスストア事業はお客様の生活を支えるライフラインとして重要な役割を担う責務があること、そのため商品調達力の強化が重要であることを再認識いたしました。

以上のような点を踏まえ、平成23年9月頃から、当社グループにおける今後のグループ経営のあり方について検討を開始した結果、食料品を主体とする総合小売業とコンビニエンスストア事業のノウハウを有機的に組み合わせ、少子高齢化が進行し、急速に変化する国内マーケットへ多角的な小売ビジネスを展開するとともに、拡大成長するアジアを中心とする海外マーケットへ進出することが急務であり、また、ドミナントエリアでの食料品事業を主体とするスーパーマーケット、コンビニエンスストアなどとのさらなるグループ化を図り、お客様満足と新たな需要創造を目指すことが、当社グループとして必要であるとの結論に至りました。そのためには、短期的な収支の状況にとらわれない長期的視野に立った経営戦略の立案及び遂行が求められており、このような取組みを対象者の少数株主の皆様のリスクを回避しつつ迅速に意思決定して実施していくために、公開買付けにおける売却機会を対象者株主の皆様を提供することが良いと考えました。そして、対象者を当社の完全子会社とし、より一層の緊密な資本関係を構築することに加え、グループ企業価値の更なる向上のため、グループ経営資源の最適配分及びグループシナジーの最大化に関する意思決定をよりスムーズに行うことが可能な持株会社体制への移行が不可欠であるとの判断に至り、平成24年2月16日、本公開買付けの実施を決定いたしました。

このような事業体制の下、当社グループは総合小売業とコンビニエンスストア事業を中心としたグループ体制の強化とM & Aの促進によるグループ規模の拡大を目指し、以下のような体制・戦略の整備・拡充を行います。

グループ協業によるシナジー効果創出のため、商品開発、共同物流、共同販促による、グループシナジーの最大化

当社が従来展開しているPBブランド『Style ONE』と対象者のPBブランドの統一を進めており、既に共同商品開発も開始しております。

GMS中国出店やCVS海外出店等の海外戦略、規模の拡大を目指したM & A戦略及び狭商圈小型SM「ミニピアゴ」の展開等の新規事業戦略等の、グループの方向性の明確化

これまで対象者を中心に運営してきた株式会社99イチバを当社の完全子会社とする決議を本年1月19日に実施しており、今後は当社が得意とする生鮮品の狭商圈での展開を強化する予定であります。

人・資金のグループ最適配分を目的とした、人材交流、資金管理一元化による、グループ経営資源の最適配分

持株会社を中心に人材の交流や、キャッシュマネジメントシステムの導入により資金の最適配分にも取り組む予定です。

これらにより当社は対象者や他のグループ会社とともにさらなる企業価値の向上に向けた運営をする方針であります。なお、当社は対象者の完全子会社化後も、対象者の事業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意のうえ、対象者の事業の強化を図っていきます。

(注1)GMSとは、ゼネラルマーチャンダイズストアの略であり、衣料品・食料品・住居関連品・余暇サービスにわたる総合小売業をいいます。

(注2)CVSとは、コンビニエンスストアをいいます。

(注3)SMとは、スーパーマーケットをいいます。

(3)本公開買付け後の経営方針

当社は、現時点において本公開買付け及び持株会社体制移行後も対象者の役員の体制並びに従業員の雇用及び処遇を維持継続する予定ですが、当社は、本公開買付け後も、当社及び対象者双方の企業価値の向上のため、完全親会社として、対象者とのコミュニケーションを一層深め、対象者を加えた当社グループの企業価値の最大化に向け、従来にも増して、グループとして一体性のある事業戦略を展開してまいりたいと考えております。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は対象者の普通株式40,748,372株(株式所有割合:47.28%)を所有し、対象者を連結子会社としていることから、当社及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を採っております。

公開買付者における措置

(a) 本公開買付価格の公正性についての検討

当社は、野村証券株式会社(以下「野村証券」といいます。)を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。野村証券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村証券から平成24年2月16日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受け、当該算定結果を記載した株式価値算定書を取得いたしました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 1,270円から1,330円

類似会社比較法 1,085円から2,120円

DCF法 1,063円から2,122円

まず市場株価平均法では、平成24年2月14日を基準日として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部における対象者の普通株式の基準日終値1,330円、直近1週間の終値平均値1,315円(小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。)、直近1ヶ月の終値平均値1,304円、直近3ヶ月の終値平均値1,270円及び直近6ヶ月の終値平均値1,283円を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,270円から1,330円までと分析しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,085円から2,120円までと分析しております。

最後にDCF法では、対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年2月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,063円から2,122円までと分析しております。

当社は、野村証券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては野村証券による算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年2月16日付当社取締役会決議において、本公開買付価格を1株当たり1,780円と決定いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

本公開買付価格は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年2月15日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値1,329円に対して33.9%（小数点以下第二位四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成24年1月16日から平成24年2月15日）の終値の単純平均値1,305円に対して36.4%、過去3ヶ月間（平成23年11月16日から平成24年2月15日）の終値の単純平均値1,271円に対して40.0%、過去6ヶ月間（平成23年8月16日から平成24年2月15日）の終値の単純平均値1,284円に対して38.6%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

また、本公開買付価格は、本公開買付けの開始日の前営業日である平成24年2月16日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値1,330円に対して33.8%のプレミアムを加えた金額になります。

(b) 公開買付期間を比較的長期に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、当社以外の者にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しています。

なお、当社及び対象者は、対象者が当社の対抗者となり得る者と接触することを禁止するような合意は一切行っておりません。

対象者における措置

(a) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社（以下「デロイト トーマツFA」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。デロイト トーマツFAは、対象者株式について、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、対象者は平成24年2月16日に株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、デロイト トーマツFAから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。デロイト トーマツFAによる対象者株式の株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

・市場株価法：1,271円～1,329円

市場株価法の算定においては、平成24年2月15日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日の終値1,329円、直近1ヵ月の終値の平均値1,305円（小数点以下四捨五入）、直近3ヵ月の終値の平均値1,271円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヵ月の終値の平均値1,284円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,271円～1,329円と分析しているとのことです。

・類似会社比較法：1,506円～1,783円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,506円～1,783円と分析しているとのことです。

・DCF法：1,623円～1,960円

DCF法では、対象者の事業計画における収益予測や投資計画等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,623円～1,960円と分析しているとのことです。なお、対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、第三者算定機関であるデロイト トーマツFAは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

(b) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして佐藤総合法律事務所を選定し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点等に関する法的助言を受けているとのことです。

(c) 対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、当社及び対象者から独立性を有する、和田芳幸氏（公認会計士、太陽A S G有限責任監査法人）、佐藤明夫氏（弁護士、佐藤総合法律事務所）及び春木英成氏（弁護士、対象者の社外監査役であり、東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）の規則に基づく独立役員として指定・届出されております。）の3名から構成される第三者委員会を設置し、本取引の目的、交渉過程の手続き及び対価の公正性の観点から、本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかを第三者委員会に諮問したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、平成24年1月20日から同年2月13日まで合計で4回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、対象者から、当社の提案内容、本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、当社との間でも質問回答のやり取りを行い、同様の説明を受けたとのことです。また、デロイト トーマツF Aが対象者に対して提出した対象者の株式価値算定書を参考にするとともに、デロイト トーマツF Aから対象者の株式価値評価に関する説明を受けたとのことです。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成24年2月15日に、対象者の取締役会に対して、（ ）当社と対象者が一層緊密な資本関係を構築し、それぞれのノウハウを組み合わせることで、多角的な小売ビジネスを展開するための新たな店舗フォーマットの開発を推進するという本取引の目的には合理性が認められること、（ ）対象者における本取引の実質的な検討は、当社と利害関係を有しない取締役及び監査役によって行われており、交渉過程の手続きにおいて、その適正さを疑わせるような特段の事情は存在しないこと、（ ）本公開買付け価格は、デロイト トーマツF Aによる対象者株式の株式価値の算定結果を参考として、当社と対象者が対等な立場で交渉を行ったうえで当該算定結果の範囲内で決定されており、本公開買付け価格を含む本取引における対価について、その公正性を疑わせるような特段の事情は存在しないことから、本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化が対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出したとのことです。

(d) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、デロイト トーマツ F Aより取得した株式価値算定書、佐藤総合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、対象者が当社の完全子会社となり、より一層の緊密な資本関係を構築することで、対象者の経営ビジョンである「お客様にWAKU WAKU（ワクワク）していただける店舗を作りたい」という考えの下、差別化・ブランド化できる新商品の開発、集客や顧客囲い込みを狙った新サービスの開発、対象者のコンビニエンスストア事業のノウハウに当社の生鮮商品の販売・管理ノウハウ等を有機的に組み合わせた新たな店舗フォーマットの開発など、対象者が目指す「新しいコンビニエンスストア」の創造を更に推し進めることが可能になると考えられることから、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点において有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年2月16日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役7名中、出席取締役5名）の全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、対象者の取締役のうち、前記「（1）本公開買付けの概要」記載のとおり持株会社体制移行後の当社の代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）に就任することが予定されている中村元彦氏、及び当社の取締役を兼務している佐々木孝治氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。また、上記と同様の観点から、中村元彦氏及び佐々木孝治氏は、本取引に関するその他の取締役会の審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場において当社との協議及び交渉にも参加していないとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、かかる取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役3名（うち社外監査役1名））はいずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役のうち当社の監査役を兼務している吉田龍美氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会の本公開買付けに関する審議には参加していないとのことです。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「（ 1 ）本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、対象者の発行済株式の全て（当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。

本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式の全て（当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、以下の方法により、当社が対象者の発行済株式の全て（当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款一部変更を行うこと、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すことを内容とする定款一部変更を行うこと、及び当該全部取得条項が付された対象者株式の全部（対象者の所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）をすみやかに開催することを対象者に要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記のご承認をいただくと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる対象者の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、上記の定款一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を開催することも要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。

上記本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては、平成24年6月頃を目処としておりますが、その具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者がすみやかに公表する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての株式は全部取得条項付の株式とされた上で、全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として対象者の別個の種類別の株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の皆様のうち、交付されるべき当該別個の種類別の対象者株式の数が1株に満たない端数がある株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合は当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類別の対象者株式を売却すること（対象者がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類別の対象者株式の売却価格（及びその結果株主の皆様へ交付されることになる金銭の額）については、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、当社以外の本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様に対して交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、（イ）上記の対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すことを内容とする定款一部変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ロ）上記の全部取得条項が付された対象者株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの（イ）又は（ロ）の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

当社は、上記各手続に関して、本公開買付け後の当社の対象者株式の所有状況、当社以外の対象者の株主の皆様を対象者株式の所有状況、又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を対象者に要請し、また当該実施の要請に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、当社は、当社以外の対象者の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法により、対象者を完全子会社とすることを予定しております。この場合に当該対象者の株主の皆様へ交付される金銭の額についても、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、前記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所及び名古屋証券取引所において取引することができなくなります。また、前記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年2月17日（金曜日）から平成24年4月2日（月曜日）まで（31営業日）
公告日	平成24年2月17日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金1,780円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>当社は、野村證券を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付け価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村證券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成24年2月16日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受け、当該算定結果を記載した株式価値算定書を取得いたしました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法 1,270円から1,330円 類似会社比較法 1,085円から2,120円 DCF法 1,063円から2,122円</p>

まず市場株価平均法では、平成24年2月14日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の基準日終値1,330円、直近1週間の終値平均値1,315円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）、直近1ヶ月の終値平均値1,304円、直近3ヶ月の終値平均値1,270円及び直近6ヶ月の終値平均値1,283円を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,270円から1,330円までと分析しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,085円から2,120円までと分析しております。

最後にDCF法では、対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年2月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,063円から2,122円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年2月16日付当社取締役会決議において、本公開買付価格を1株当たり1,780円と決定いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。

	<p>本公開買付価格は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年2月15日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値1,329円に対して33.9%（小数点以下第二位四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成24年1月16日から平成24年2月15日）の終値の単純平均値1,305円に対して36.4%、過去3ヶ月間（平成23年11月16日から平成24年2月15日）の終値の単純平均値1,271円に対して40.0%、過去6ヶ月間（平成23年8月16日から平成24年2月15日）の終値の単純平均値1,284円に対して38.6%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。</p> <p>また、本公開買付価格は、本公開買付けの開始日の前営業日である平成24年2月16日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値1,330円に対して33.8%のプレミアムを加えた金額になります。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>近年、当社グループを取り巻く経営環境は、海外経済の回復や政策効果、天候による特需を背景に緩やかな回復傾向が見られました。しかし、足元では資源・原材料の高騰や円高、個人消費の低迷など、デフレ脱却への兆しが一向に見えませぬ。日本経済は、人口減少社会の到来や消費マーケットの縮小、消費税増額への懸念があり、私たち小売業において、より一層の厳しい環境が予見されます。</p> <p>特に、コンビニエンスストア市場では、今後大手チェーンによる寡占化、中小チェーンとの格差拡大が急速に進むものと考えられます。また、少子高齢化により人口減少・社会構造の変化が進展し、コンビニエンスストアの主要客層が若年層から中高年層にシフトするなか、お客様の新たなニーズへの対応が必要となっています。既存の品揃えや店舗フォーマットでは今後の成長は限定的であり、市場の飽和感から脱するためには「新しいコンビニエンスストア」の創造が急務であると認識しています。特に、先般の東日本大震災では、コンビニエンスストア事業はお客様の生活を支えるライフラインとして重要な役割を担う責務があること、そのため商品調達力の強化が重要であることを再認識いたしました。</p>

以上のような点を踏まえ、平成23年9月頃から、当社グループにおける今後のグループ経営のあり方について検討を開始した結果、食料品を主体とする総合小売業とコンビニエンスストア事業のノウハウを有機的に組み合わせ、少子高齢化が進行し、急速に変化する国内マーケットへの多角的な小売ビジネスの展開と拡大成長するアジアを中心とする海外マーケットへ進出することが急務であり、また、ドミナントエリアでの食料品事業を主体とするスーパーマーケット、コンビニエンスストアなどのさらなるグループ化を図り、お客様満足と新たな需要創造を目指すことが、当社グループとして必要であるとの結論に至りました。そのためには、短期的な収支の状況にとらわれない長期的視野に立った経営戦略の立案及び遂行が求められており、このような取組みを対象者の少数株主の皆様のリスクを回避しつつ迅速に意思決定して実施していくために、公開買付けにおける売却機会を対象者株主の皆様に提供することが良いと考えました。そして、対象者を当社の完全子会社とし、より一層の緊密な資本関係を構築することに加え、グループ企業価値の更なる向上のため、グループ経営資源の最適配分及びグループシナジーの最大化に関する意思決定をよりスムーズに行うことが可能な持株会社体制への移行が不可欠であるとの判断に至り、平成24年2月16日、本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により、本公開買付価格について決定いたしました。

算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーに野村證券を選定して、平成23年12月に対象者の株式価値の算定を依頼し、野村證券より株式価値算定書を平成24年2月16日に取得しております。

当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 1,270円から1,330円

類似会社比較法 1,085円から2,120円

DCF法 1,063円から2,122円

当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年2月16日付当社取締役会決議において、本公開買付価格を1株当たり1,780円と決定いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）

当社は対象者の普通株式40,748,372株（株式所有割合：47.28%）を所有し、対象者を連結子会社としていることから、当社及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を採っております。

公開買付者における措置

(a) 本公開買付価格の公正性についての検討

当社は、野村證券を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村證券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成24年2月16日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受け、当該算定結果を記載した株式価値算定書を取得いたしました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 1,270円から1,330円

類似会社比較法 1,085円から2,120円

DCF法 1,063円から2,122円

まず市場株価平均法では、平成24年2月14日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の基準日終値1,330円、直近1週間の終値平均値1,315円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）、直近1ヶ月の終値平均値1,304円、直近3ヶ月の終値平均値1,270円及び直近6ヶ月の終値平均値1,283円を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,270円から1,330円までと分析しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,085円から2,120円までと分析しております。

最後にDCF法では、対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年2月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,063円から2,122円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年2月16日付当社取締役会決議において、本公開買付価格を1株当たり1,780円と決定いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

本公開買付価格は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年2月15日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値1,329円に対して33.9%（小数点以下第二位四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成24年1月16日から平成24年2月15日）の終値の単純平均値1,305円に対して36.4%、過去3ヶ月間（平成23年11月16日から平成24年2月15日）の終値の単純平均値1,271円に対して40.0%、過去6ヶ月間（平成23年8月16日から平成24年2月15日）の終値の単純平均値1,284円に対して38.6%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

また、本公開買付価格は、本公開買付けの開始日の前営業日である平成24年2月16日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値1,330円に対して33.8%のプレミアムを加えた金額になります。

(b) 公開買付期間を比較的長期に設定

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者株主の皆様には本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、当社以外の者にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しています。

なお、当社及び対象者は、対象者が当社の対抗者となり得る者と接触することを禁止するような合意は一切行っておりません。

対象者における措置

(a) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ F A に対し、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。デロイト トーマツ F A は、対象者株式について、市場株価法、類似会社比較法及び D C F 法による算定を行い、対象者は平成24年2月16日に株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、デロイト トーマツ F A から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。デロイト トーマツ F A による対象者株式の株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

・市場株価法：1,271円～1,329円

市場株価法の算定においては、平成24年2月15日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日の終値1,329円、直近1ヵ月の終値の平均値1,305円（小数点以下四捨五入）、直近3ヵ月の終値の平均値1,271円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヵ月の終値の平均値1,284円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,271円～1,329円と分析しているとのことです。

・類似会社比較法：1,506円～1,783円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,506円～1,783円と分析しているとのことです。

・DCF法：1,623円～1,960円

DCF法では、対象者の事業計画における収益予測や投資計画等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,623円～1,960円と分析しているとのことです。なお、対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、第三者算定機関であるデロイト トーマツFAは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

(b) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして佐藤総合法律事務所を選定し、本公開買付け及びその後の一連の対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点等に関する法的助言を受けているとのことです。

(c) 対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、当社及び対象者から独立性を有する、和田芳幸氏（公認会計士、太陽ASG有限責任監査法人）、佐藤明夫氏（弁護士、佐藤総合法律事務所）及び春木英成氏（弁護士、対象者の社外監査役であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の規則に基づく独立役員として指定・届出されております。）の3名から構成される第三者委員会を設置し、本取引の目的、交渉過程の手続き及び対価の公正性の観点から、本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかを第三者委員会に諮問したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、平成24年1月20日から同年2月13日まで合計で4回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのこと。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、対象者から、当社の提案内容、本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、当社との間でも質問回答のやり取りを行い、同様の説明を受けたとのこと。また、デロイト トーマツFAが対象者に対して提出した対象者の株式価値算定書を参考にするるとともに、デロイト トーマツFAから対象者の株式価値評価に関する説明を受けたとのこと。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成24年2月15日に、対象者の取締役会に対して、()当社と対象者が一層緊密な資本関係を構築し、それぞれのノウハウを組み合わせることで、多角的な小売ビジネスを展開するための新たな店舗フォーマットの開発を推進するという本取引の目的には合理性が認められること、()対象者における本取引の実質的な検討は、当社と利害関係を有しない取締役及び監査役によって行われており、交渉過程の手続きにおいて、その適正さを疑わせるような特段の事情は存在しないこと、()本公開買付価格は、デロイト トーマツFAによる対象者株式の株式価値の算定結果を参考として、当社と対象者が対等な立場で交渉を行ったうえで当該算定結果の範囲内で決定されており、本公開買付価格を含む本取引における対価について、その公正性を疑わせるような特段の事情は存在しないことから、本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化が対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出したとのこと。

(d) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、デロイト トーマツ F Aより取得した株式価値算定書、佐藤総合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、対象者が当社の完全子会社となり、より一層の緊密な資本関係を構築することで、対象者の経営ビジョンである「お客様にWAKU WAKU（ワクワク）していただける店舗を作りたい」という考えの下、差別化・ブランド化できる新商品の開発、集客や顧客囲い込みを狙った新サービスの開発、対象者のコンビニエンスストア事業のノウハウに当社の生鮮商品の販売・管理ノウハウ等を有機的に組み合わせた新たな店舗フォーマットの開発など、対象者が目指す「新しいコンビニエンスストア」の創造を更に推し進めることが可能になると考えられることから、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点において有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年2月16日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役7名中、出席取締役5名）の全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、対象者の取締役のうち、前記「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」記載のとおり持株会社体制移行後の当社の代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）に就任することが予定されている中村元彦氏、及び当社の取締役を兼務している佐々木孝治氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。また、上記と同様の観点から、中村元彦氏及び佐々木孝治氏は、本取引に関するその他の取締役会の審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場において当社との協議及び交渉にも参加していないとのことです。

	<p>また、対象者プレスリリースによれば、かかる取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役3名（うち社外監査役1名））はいずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役のうち当社の監査役を兼務している吉田龍美氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会の本公開買付けに関する審議には参加していないとのことです。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
43,003,520（株）	（株）	（株）

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定の株券等の数は、買付予定数に記載しているとおり、対象者が平成24年1月13日に提出した第11期第3四半期報告書に記載された平成23年11月30日現在の発行済株式総数（86,183,226株）から本書提出日現在の公開買付者が保有する株式数（40,748,372株）及び対象者が平成23年12月29日付で公表した「平成24年2月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成23年11月30日現在の対象者が保有する自己株式数（2,431,334株）を控除したものになります。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	430,035
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月17日現在)(個)(d)	407,483
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年2月17日現在)(個)(g)	4,760
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年8月31日現在)(個)(j)	835,885
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	51.35
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(43,003,520株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(j)」は、対象者が平成24年1月13日に提出した第11期第3四半期報告書に記載された平成23年8月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成23年11月30日現在の発行済株式総数(86,183,226株)から、対象者が平成23年12月29日付で公表した「平成24年2月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成23年11月30日現在の対象者が保有する自己株式数(2,431,334株)を控除した対象者株式の数(83,751,892株)に係る議決権の数(837,518個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

当社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、事前届出受理の日から30日を経過するまでは、本株式取得をすることができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「禁止期間」といいます。）。ただし、同条第8項ただし書の規定により、公正取引委員会は、その必要があると認められる場合には、禁止期間を短縮することができます。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（独占禁止法第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

当社は、本株式取得に関して、平成24年1月13日付で公正取引委員会に対し事前届出を行い、同日付で受理されており、平成24年2月7日付の排除措置命令を行わない旨の通知を、平成24年2月8日に公正取引委員会より受領したため、措置期間は平成24年2月7日をもって終了しました。なお、当社は、本株式取得について、30日の禁止期間を25日に短縮する旨の平成24年2月7日付の禁止期間の短縮の通知書を、平成24年2月8日に公正取引委員会より受領したため、禁止期間は平成24年2月7日の経過をもって終了いたしました。

(3) 【許可等の日付及び番号】

許可等の日付	平成24年2月7日（排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）
許可等の番号	平成24年2月7日付公部総第7号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号） 平成24年2月7日付公部総第8号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。(注1)

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>) (以下「インターネットサービス」といいます。)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である住友信託銀行株式会社(住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日に、中央三井信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、「三井住友信託銀行株式会社」となる予定です。)に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。なお、野村ネット&コールにおいてインターネットサービスを利用して応募した応募株主等に対する受付票の交付は、応募画面上の表示となります。

応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 外国人登録原票の記載事項証明書 外国人登録原票の写し
印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証(各種) 運転免許証 住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)
福祉手帳(各種) 外国人登録証明書 旅券(パスポート)
国民年金手帳(平成8年12月31日以前に交付されたもの)

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください（公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。）。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（その他の野村證券株式会社全国各支店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2)契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	76,546,265,600
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	380,000,000
その他(c)	20,000,000
合計(a) + (b) + (c)	76,946,265,600

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(43,003,520株)に1株当たりの本公開買付価格(1,780円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	2,474,394
当座預金	2,928,699
譲渡性預金	27,000,000
定期預金	3,000,000
計(a)	35,403,093

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1				
2	銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行（東京都千代田区丸の内二丁目7番1号）	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（コミットメントライン契約） 貸付極度額：600億円 利率：基準金利+0.40% コミットメント期限：平成24年10月31日 担保：なし	60,000,000
計(b)				60,000,000

（注）公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三菱東京UFJ銀行から別途合意する融資条件に基づき60,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を平成24年2月16日付で取得しております。なお、当該合意に係る融資契約において、貸付実行の前提条件として、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類である上記融資証明書記載の内容が定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

95,403,093千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成24年4月9日(月曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びブないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式 数 (千株)
計					

(2) 【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第40期（自 平成22年 2月21日 至 平成23年 2月20日）平成23年 5月17日関東財務局長に提出

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第41期第 3 四半期（自 平成23年 8月21日 至 平成23年11月20日）平成24年 1月 4 日関東財務局長に提出

ハ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

ユニー株式会社

（愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目 8 番20号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成24年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	412,750 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	412,750		
所有株券等の合計数	412,750		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式2,431,334株(対象者の発行済株式総数86,183,226株の2.82%(小数点以下第三位四捨五入))を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数(合計507個)を含めております。なお、かかる議決権の数は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成24年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	407,483 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	407,483		
所有株券等の合計数	407,483		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

（平成24年2月17日現在）

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5,267 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	5,267		
所有株券等の合計数	5,267		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式2,431,334株（対象者の発行済株式総数86,183,226株の2.82%（小数点以下第三位四捨五入））を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数（合計507個）を含めております。なお、かかる議決権の数は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（g）」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

（平成24年2月17日現在）

氏名又は名称	株式会社サークルKサンクス
住所又は所在地	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
職業又は事業の内容	コンビニエンスストア「サークルK」「サンクス」のフランチャイズ事業および店舗経営等
連絡先	連絡者 株式会社サークルKサンクス 総務部 連絡場所 東京都中央区晴海二丁目5番24号 電話番号 03-6220-9500
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

（平成24年2月17日現在）

氏名又は名称	カネ美食品株式会社
住所又は所在地	名古屋市天白区中坪町90番地
職業又は事業の内容	寿司・揚物・惣菜等の小売店舗の展開、C V S 弁当の製造・販売
連絡先	連絡者 ユニー株式会社 経理財務部 連絡場所 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 電話番号 0587-24-8037
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成24年2月17日現在)

氏名又は名称	佐々木 孝治
住所又は所在地	愛知県稲沢市天池五反田町1番地(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	ユニー株式会社 取締役会長
連絡先	連絡者 ユニー株式会社 経理財務部 連絡場所 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 電話番号 0587-24-8037
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年2月17日現在)

氏名又は名称	中村 元彦
住所又は所在地	愛知県稲沢市天池五反田町1番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社サークルKサンクス 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社サークルKサンクス 総務部 連絡場所 東京都中央区晴海二丁目5番24号 電話番号 03-6220-9500
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年2月17日現在)

氏名又は名称	山田 克己
住所又は所在地	愛知県稲沢市天池五反田町1番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社サークルKサンクス 常務取締役
連絡先	連絡者 株式会社サークルKサンクス 総務部 連絡場所 東京都中央区晴海二丁目5番24号 電話番号 03-6220-9500
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年2月17日現在)

氏名又は名称	山口 利隆
住所又は所在地	愛知県稲沢市天池五反田町1番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社サークルKサンクス 取締役
連絡先	連絡者 株式会社サークルKサンクス 総務部 連絡場所 東京都中央区晴海二丁目5番24号 電話番号 03-6220-9500
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年2月17日現在)

氏名又は名称	高橋 順
住所又は所在地	愛知県稲沢市天池五反田町1番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社サークルKサンクス 取締役
連絡先	連絡者 株式会社サークルKサンクス 総務部 連絡場所 東京都中央区晴海二丁目5番24号 電話番号 03-6220-9500
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年2月17日現在)

氏名又は名称	齋藤 泰壽
住所又は所在地	愛知県稲沢市天池五反田町1番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社サークルKサンクス 取締役
連絡先	連絡者 株式会社サークルKサンクス 総務部 連絡場所 東京都中央区晴海二丁目5番24号 電話番号 03-6220-9500
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年2月17日現在)

氏名又は名称	佐藤 勝次
住所又は所在地	愛知県稲沢市天池五反田町1番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社サークルKサンクス 取締役
連絡先	連絡者 株式会社サークルKサンクス 総務部 連絡場所 東京都中央区晴海二丁目5番24号 電話番号 03-6220-9500
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年2月17日現在)

氏名又は名称	吉城 正明
住所又は所在地	愛知県稲沢市天池五反田町1番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社サークルKサンクス 監査役
連絡先	連絡者 株式会社サークルKサンクス 総務部 連絡場所 東京都中央区晴海二丁目5番24号 電話番号 03-6220-9500
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年2月17日現在)

氏名又は名称	金森 幹雄
住所又は所在地	愛知県稲沢市天池五反田町1番地(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社サークルKサンクス 監査役
連絡先	連絡者 株式会社サークルKサンクス 総務部 連絡場所 東京都中央区晴海二丁目5番24号 電話番号 03-6220-9500
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年2月17日現在)

氏名又は名称	永井 隆司
住所又は所在地	愛知県稲沢市天池五反田町1番地(株式会社パレモ所在地)
職業又は事業の内容	株式会社パレモ 常務取締役
連絡先	連絡者 ユニー株式会社 経理財務部 連絡場所 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 電話番号 0587-24-8037
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年2月17日現在)

氏名又は名称	三輪 亮治
住所又は所在地	名古屋市天白区中坪町90番地(カネ美食品株式会社所在地)
職業又は事業の内容	カネ美食品株式会社 取締役会長
連絡先	連絡者 ユニー株式会社 経理財務部 連絡場所 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 電話番号 0587-24-8037
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

株式会社サークルKサンクス

(平成24年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	0 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計 数)	()		

(注) 特別関係者である対象者は、対象者株式2,431,334株(対象者の発行済株式総数86,183,226株の2.82%(小数点以下第三位四捨五入))を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

カネ美食品株式会社

(平成24年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	4,760 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	4,760		
所有株券等の合計数	4,760		
(所有潜在株券等の合計 数)	()		

佐々木 孝治

(平成24年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	12 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	12		
所有株券等の合計数	12		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 佐々木 孝治は、小規模所有者に該当いたしますので、佐々木 孝治の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」に含めておりません。

中村 元彦

(平成24年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	89 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	89		
所有株券等の合計数	89		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(498株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数4個を含めております。

(注2) 中村 元彦は、小規模所有者に該当いたしますので、中村 元彦の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」に含めておりません。

山田 克己

(平成24年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	162 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	162		
所有株券等の合計数	162		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(468株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数4個を含めております。

(注2) 山田 克己は、小規模所有者に該当いたしますので、山田 克己の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」に含めておりません。

山口 利隆

(平成24年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	36 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	36		
所有株券等の合計数	36		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(497株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数4個を含めております。

(注2) 山口 利隆は、小規模所有者に該当いたしますので、山口 利隆の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」に含めておりません。

高橋 順

(平成24年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	25 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	25		
所有株券等の合計数	25		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(481株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数4個を含めております。

(注2) 高橋 順は、小規模所有者に該当いたしますので、高橋 順の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」に含めておりません。

齋藤 泰壽

(平成24年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	32 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	32		
所有株券等の合計数	32		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(509株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数5個を含めております。

(注2) 齋藤 泰壽は、小規模所有者に該当いたしますので、齋藤 泰壽の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」に含めておりません。

佐藤 勝次

(平成24年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	36 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	36		
所有株券等の合計数	36		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(509株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数5個を含めております。

(注2) 佐藤 勝次は、小規模所有者に該当いたしますので、佐藤 勝次の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」に含めておりません。

吉城 正明

(平成24年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	55 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	55		
所有株券等の合計数	55		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(524株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数5個を含めております。

(注2) 吉城 正明は、小規模所有者に該当いたしますので、吉城 正明の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」に含めておりません。

金森 幹雄

(平成24年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	35 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	35		
所有株券等の合計数	35		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(509株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数5個を含めております。

(注2) 金森 幹雄は、小規模所有者に該当いたしますので、金森 幹雄の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」に含めておりません。

永井 隆司

(平成24年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	13		
所有株券等の合計数	13		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 永井 隆司は、小規模所有者に該当いたしますので、永井 隆司の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」に含めておりません。

三輪 亮治

(平成24年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	12 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	12		
所有株券等の合計数	12		
(所有潜在株券等の合計 数)	()		

(注) 三輪 亮治は、小規模所有者に該当いたしますので、三輪 亮治の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」に含めておりません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

当社は、当社の所有する対象者株式の貸借（借入極度株数：400,000株）について、日本証券金融株式会社との間で平成20年12月12日付株式貸借契約書を締結しております。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 対象者との取引

最近の3事業年度における当社と対象者との間の重要な取引は以下のとおりです。

(単位：千円)

取引の概要	第38期 自平成20年2月21日 至平成21年2月20日	第39期 自平成21年2月21日 至平成22年2月20日	第40期 自平成22年2月21日 至平成23年2月20日
対象者に対する 立替経費	2,963	1,326	1,314
対象者に対する 差入保証金	692	692	692
対象者からの 商品券買戻し	34,663	35,193	37,570
対象者からの 預り保証金	15,595	38,248	36,448
対象者からの 受取賃貸料	112,953	120,663	131,585
対象者への支払 賃借料	2,776	2,771	2,874

(注1) 「対象者からの商品券買戻し」は、当社がお客様に販売した商品券をお客様が対象者の店舗でお買物に使用した場合、当該商品券を当社が対象者から買い戻しているものであります。

(注2) 上記の取引のほか、当社は、第41期事業年度において対象者から資金の借入れを行っております。

(2) 役員との取引

当社と対象者の役員との間に重要な取引はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、デロイト トーマツFAより取得した株式価値算定書、佐藤総合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会からの答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、対象者が当社の完全子会社となり、より一層の緊密な資本関係を構築することで、対象者の経営ビジョンである「お客様にWAKU WAKU（ワクワク）していただける店舗を作りたい」という考えの下、差別化・ブランド化できる新商品の開発、集客や顧客囲い込みを狙った新サービスの開発、対象者のコンビニエンスストア事業のノウハウに当社の生鮮商品の販売・管理ノウハウ等を有機的に組み合わせた新たな店舗フォーマットの開発など、対象者が目指す「新しいコンビニエンスストア」の創造を更に推し進めることが可能になると考えられることから、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点において有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年2月16日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役7名中、出席取締役5名）の全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、対象者の取締役のうち、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」記載のとおり持株会社体制移行後の当社の代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）に就任することが予定されている中村元彦氏、及び当社の取締役を兼務している佐々木孝治氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。また、上記と同様の観点から、中村元彦氏及び佐々木孝治氏は、本取引に関するその他の取締役会の審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場において当社との協議及び交渉にも参加していないとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、かかる取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役3名（うち社外監査役1名））はいずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役のうち当社の監査役を兼務している吉田龍美氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会の本公開買付けに関する審議には参加していないとのことです。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び目的並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

当社は、昭和24年12月設立の“西川屋”と昭和25年3月設立(当社の登記上の年月)の“ほていや”が昭和46年2月21日に、資本の自由化に対処して強力な国際企業の完成を目的とする、流通近代化と国民生活の向上に貢献する複次元産業として日本経済の成長と安定に寄与する、この目的を達成するために中部圏を基盤として広く同志とともにナショナルチェーン化を図る、の3点を経営ポリシーとして誕生いたしました。

今期、当社は前身の西川屋チエンが創業してから100周年となり、「新生活創造小売業」の実現を目指し小売業の社会的使命を果たすべく、「生活解決業であること、生活提案業であること、生活コスト引き下げ業であること」という「3つの宣言」を掲げております。当社はこの宣言をもっと具現化していくために、「より豊かな生活を提案する店舗」である「APITA」と「毎日の生活に便利な店舗」である「PIAGO」という2つの大きなくくりの下で、お客様にサービスを提供しております。

一方、対象者は、当社の子会社としてコンビニエンスストア事業を営むべく昭和59年1月に設立されたサークルケイ・ジャパン株式会社とその起源を有する会社であります。サークルケイ・ジャパン株式会社は合併等を経た後、平成13年7月に、株式会社サンクスアンドアソシエイツを株式交換により完全子会社化し、サークルケイ・ジャパン株式会社を分割会社とする会社分割によりサークルケイ・ジャパン株式会社の営業の全部を承継する完全子会社として対象者(当時の商号はサークルケイ・ジャパン株式会社)を設立し、商号を株式会社シーアンドエスに変更いたしました。その後、対象者は平成16年9月に株式会社シーアンドエス及び株式会社サンクスアンドアソシエイツを吸収合併し(存続会社は対象者)、商号を株式会社サークルKサンクスに変更して、現在に至っております。

現在、対象者グループは、全国38都道府県において、6,248店舗(平成23年12月末現在)のコンビニエンスストア「サークルK」「サンクス」を直営及びフランチャイズ方式によりチェーン展開するほか、国内の一部地域においてはエリアフランチャイズ方式によりチェーン展開を許諾し、エリアフランチャイザー各社がそれぞれの地域においてコンビニエンスストア事業を営んでおります。対象者は、「お客様にWAKU WAKU(ワクワク)していただける店舗を作りたい」という経営ビジョンの下、お客様のニーズに適応した新商品・新サービスを開発し、お客様の利便性向上に注力して参りました。また、昨今における高齢化社会の進展等の社会環境の変化に伴うお客様の新たなニーズに対応するため、商品・サービスの更なる強化に取り組んでおります。

近年、当社グループを取り巻く経営環境は、海外経済の回復や政策効果、天候による特需を背景に緩やかな回復傾向が見られました。しかし、足元では資源・原材料の高騰や円高、個人消費の低迷など、デフレ脱却への兆しが一向に見えません。日本経済は、人口減少社会の到来や消費マーケットの縮小、消費税増額への懸念があり、私たち小売業において、より一層の厳しい環境が予見されます。

特に、コンビニエンスストア市場では、今後大手チェーンによる寡占化、中小チェーンとの格差拡大が急速に進むものと考えられます。また、少子高齢化により人口減少・社会構造の変化が進展し、コンビニエンスストアの主要客層が若年層から中高年層にシフトするなか、お客様の新たなニーズへの対応が必要となっています。既存の品揃えや店舗フォーマットでは今後の成長は限定的であり、市場の飽和感から脱するためには「新しいコンビニエンスストア」の創造が急務であると認識しています。特に、先般の東日本大震災では、コンビニエンスストア事業はお客様の生活を支えるライフラインとして重要な役割を担う責務があること、そのため商品調達力の強化が重要であることを再認識いたしました。

以上のような点を踏まえ、平成23年9月頃から、当社グループにおける今後のグループ経営のあり方について検討を開始した結果、食料品を主体とする総合小売業とコンビニエンスストア事業のノウハウを有機的に組み合わせ、少子高齢化が進行し、急速に変化する国内マーケットへ多角的な小売ビジネスを展開するとともに、拡大成長するアジアを中心とする海外マーケットへ進出することが急務であり、また、ドミナントエリアでの食料品事業を主体とするスーパーマーケット、コンビニエンスストアなどのさらなるグループ化を図り、お客様満足と新たな需要創造を目指すことが、当社グループとして必要であるとの結論に至りました。そのためには、短期的な収支の状況にとらわれない長期的視野に立った経営戦略の立案及び遂行が求められており、このような取組みを対象者の少数株主の皆様リスクを回避しつつ迅速に意思決定して実施していくために、公開買付けにおける売却機会を対象者株主の皆様提供することが良いと考えました。そして、対象者を当社の完全子会社とし、より一層の緊密な資本関係を構築することに加え、グループ企業価値の更なる向上のため、グループ経営資源の最適配分及びグループシナジーの最大化に関する意思決定をよりスムーズに行うことが可能な持株会社体制への移行が不可欠であるとの判断に至り、平成24年2月16日、本公開買付けの実施を決定いたしました。

このような事業体制の下、当社グループは総合小売業とコンビニエンスストア事業を中心としたグループ体制の強化とM&Aの促進によるグループ規模の拡大を目指し、以下のような体制・戦略の整備・拡充を行います。

グループ協業によるシナジー効果創出のため、商品開発、共同物流、共同販促による、グループシナジーの最大化

当社が従来展開しているPBブランド『Style ONE』と対象者のPBブランドの統一を進めており、既に共同商品開発も開始しております。

GMS中国出店やCVS海外出店等の海外戦略、規模の拡大を目指したM&A戦略及び狭商圈小型SM「ミニピアゴ」の展開等の新規事業戦略等の、グループの方向性の明確化

これまで対象者を中心に運営してきた株式会社99イチバを当社の完全子会社とする決議を本年1月19日に実施しており、今後は当社が得意とする生鮮品の狭商圈での展開を強化する予定であります。

人・資金のグループ最適配分を目的とした、人材交流、資金管理一元化による、グループ経営資源の最適配分

持株会社を中心に人材の交流や、キャッシュマネジメントシステムの導入により資金の最適配分にも取り組む予定です。

これらにより当社は対象者や他のグループ会社とともにさらなる企業価値の向上に向けた運営をする方針であります。なお、当社は対象者の完全子会社化後も、対象者の事業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意のうえ、対象者の事業の強化を図っていきます。

(3) 本公開買付け後の経営方針

当社は、現時点において本公開買付け及び持株会社体制移行後も対象者の役員の体制並びに従業員の雇用及び処遇を維持継続する予定ですが、当社は、本公開買付け後も、当社及び対象者双方の企業価値の向上のため、完全親会社として、対象者とのコミュニケーションを一層深め、対象者を加えた当社グループの企業価値の最大化に向け、従来にも増して、グループとして一体性のある事業戦略を展開してまいりたいと考えております。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は対象者の普通株式40,748,372株（株式所有割合：47.28%）を所有し、対象者を連結子会社としていることから、当社及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を採っております。

公開買付者における措置

(a) 本公開買付価格の公正性についての検討

当社は、野村證券を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村證券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成24年2月16日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受け、当該算定結果を記載した株式価値算定書を取得いたしました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 1,270円から1,330円

類似会社比較法 1,085円から2,120円

DCF法 1,063円から2,122円

まず市場株価平均法では、平成24年2月14日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の基準日終値1,330円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）、直近1週間の終値平均値1,315円、直近1ヶ月の終値平均値1,304円、直近3ヶ月の終値平均値1,270円及び直近6ヶ月の終値平均値1,283円を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,270円から1,330円までと分析しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,085円から2,120円までと分析しております。

最後にDCF法では、対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年2月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,063円から2,122円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年2月16日付当社取締役会決議において、本公開買付価格を1株当たり1,780円と決定いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

本公開買付価格は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年2月15日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値1,329円に対して33.9%（小数点以下第二位四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成24年1月16日から平成24年2月15日）の終値の単純平均値1,305円に対して36.4%、過去3ヶ月間（平成23年11月16日から平成24年2月15日）の終値の単純平均値1,271円に対して40.0%、過去6ヶ月間（平成23年8月16日から平成24年2月15日）の終値の単純平均値1,284円に対して38.6%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

また、本公開買付価格は、本公開買付けの開始日の前営業日である平成24年2月16日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値1,330円に対して33.8%のプレミアムを加えた金額になります。

(b) 公開買付期間を比較的長期に設定

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、当社以外の者にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しています。

なお、当社及び対象者は、対象者が当社の対抗者となり得る者と接触することを禁止するような合意は一切行っておりません。

対象者における措置

(a) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ F A に対し、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。デロイト トーマツ F A は、対象者株式について、市場株価法、類似会社比較法及び D C F 法による算定を行い、対象者は平成24年2月16日に株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、デロイト トーマツ F A から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。デロイト トーマツ F A による対象者株式の株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

・市場株価法：1,271円～1,329円

市場株価法の算定においては、平成24年2月15日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日の終値1,329円、直近1ヵ月の終値の平均値1,305円（小数点以下四捨五入）、直近3ヵ月の終値の平均値1,271円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヵ月の終値の平均値1,284円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,271円～1,329円と分析しているとのことです。

・類似会社比較法：1,506円～1,783円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,506円～1,783円と分析しているとのことです。

・D C F 法：1,623円～1,960円

D C F 法では、対象者の事業計画における収益予測や投資計画等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,623円～1,960円と分析しているとのことです。なお、対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、第三者算定機関であるデロイト トーマツFAは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

(b) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして佐藤総合法律事務所を選定し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点等に関する法的助言を受けているとのことです。

(c) 対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、当社及び対象者から独立性を有する、和田芳幸氏（公認会計士、太陽ASG有限責任監査法人）、佐藤明夫氏（弁護士、佐藤総合法律事務所）及び春木英成氏（弁護士、対象者の社外監査役であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の規則に基づく独立役員として指定・届出されております。）の3名から構成される第三者委員会を設置し、本取引の目的、交渉過程の手続き及び対価の公正性の観点から、本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかを第三者委員会に諮問したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、平成24年1月20日から同年2月13日まで合計で4回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、対象者から、当社の提案内容、本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、当社との間でも質問回答のやり取りを行い、同様の説明を受けたとのことです。また、デロイト トーマツFAが対象者に対して提出した対象者の株式価値算定書を参考にするとともに、デロイト トーマツFAから対象者の株式価値評価に関する説明を受けたとのことです。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成24年2月15日に、対象者の取締役会に対して、（ ）当社と対象者が一層緊密な資本関係を構築し、それぞれのノウハウを組み合わせることで、多角的な小売ビジネスを展開するための新たな店舗フォーマットの開発を推進するという本取引の目的には合理性が認められること、（ ）対象者における本取引の実質的な検討は、当社と利害関係を有しない取締役及び監査役によって行われており、交渉過程の手続きにおいて、その適正さを疑わせるような特段の事情は存在しないこと、（ ）本公開買付価格は、デロイト トーマツFAによる対象者株式の株式価値の算定結果を参考として、当社と対象者が対等な立場で交渉を行ったうえで当該算定結果の範囲内で決定されており、本公開買付価格を含む本取引における対価について、その公正性を疑わせるような特段の事情は存在しないことから、本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化が対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出したとのことです。

(d) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、デロイト トーマツ F Aより取得した株式価値算定書、佐藤総合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、対象者が当社の完全子会社となり、より一層の緊密な資本関係を構築することで、対象者の経営ビジョンである「お客様にWAKU WAKU（ワクワク）していただける店舗を作りたい」という考えの下、差別化・ブランド化できる新商品の開発、集客や顧客囲い込みを狙った新サービスの開発、対象者のコンビニエンスストア事業のノウハウに当社の生鮮商品の販売・管理ノウハウ等を有機的に組み合わせた新たな店舗フォーマットの開発など、対象者が目指す「新しいコンビニエンスストア」の創造を更に推し進めることが可能になると考えられることから、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点において有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年2月16日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役7名中、出席取締役5名）の全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、対象者の取締役のうち、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」記載のとおり持株会社体制移行後の当社の代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）に就任することが予定されている中村元彦氏、及び当社の取締役を兼務している佐々木孝治氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。また、上記と同様の観点から、中村元彦氏及び佐々木孝治氏は、本取引に関するその他の取締役会の審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場において当社との協議及び交渉にも参加していないとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、かかる取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役3名（うち社外監査役1名））はいずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役のうち当社の監査役を兼務している吉田龍美氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会の本公開買付けに関する審議には参加していないとのことです。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益（当期純損失）			

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所 名又は認可金融 商品取引業協会 名	東京証券取引所 市場第一部						
	平成23年 8月	9月	10月	11月	12月	平成24年 1月	2月
最高株価	1,300	1,339	1,389	1,318	1,285	1,329	1,343
最低株価	1,175	1,256	1,271	1,200	1,202	1,271	1,302

(注) 平成24年2月については、2月16日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単位)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	年 月 日現在
			発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	年 月 日現在
				発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第9期（自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日）平成22年5月27日関東財務局長に提出

事業年度 第10期（自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日）平成23年5月26日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第11期第3四半期（自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日）平成24年1月13日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社サークルKサンクス

（愛知県稲沢市天池五反田町1番地）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

5 【その他】

対象者は、平成24年2月16日開催の対象者取締役会において、平成24年2月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年2月末の期末配当を行わないこと、株主優待制度を廃止することを決議しているとのことです。詳細については、対象者公表の平成24年2月16日付「平成24年2月期配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」をご参照ください。